

東京都仕様
ステンレス製サドル付分水栓用ソケット

平成17年2月

 東京都水道局

ステンレス製サドル付分水栓用ソケット

制定 平成17年 2月25日

施行 平成17年12月26日 17水給装第222号

1. 適用範囲

この仕様は、東京都水道局（以下「当局」という。）の給水区域内に使用する東京都仕様「ステンレス製サドル付分水栓」と JWWA G 115 に規定する「水道用ステンレス鋼管」及び JWWA G 119 に規定する「水道用波状ステンレス鋼管」の接合に用いるステンレス製サドル付分水栓用ソケット（以下「ソケット」という。）について規定する。

2. 引用規格

次に掲げる規格は、この仕様に引用されることによって、この仕様の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

- JWWA G 115 : 2004 水道用ステンレス鋼管
- JWWA G 116 : 2004 水道用ステンレス鋼管継手
- JWWA G 119 : 2004 水道用波状ステンレス鋼管
- JIS B 0202 : 1999 管用平行ねじ
- JIS B 0205 - 1~4 : 2001 一般用メートルねじ
- JIS G 4303 : 1998 ステンレス鋼棒
- JIS G 5121 : 2003 ステンレス鋼鋳鋼品
- JIS S 3200-7 : 2004 水道用器具—浸出性能試験方法

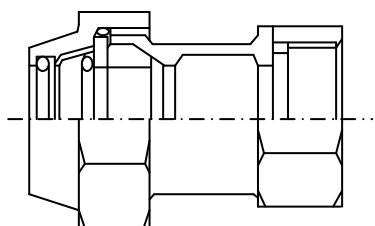
3. 種類及び呼び径

ソケットの種類及び呼び径を表-1及び図-1に示す。

表-1 ソケットの種類及び呼び径

種類	呼び径	
	ステンレス製 サドル付分水栓の止水機構	分岐管
タイプ-A	25	20, 25
	50	30, 40, 50
タイプ-B	25	20, 25
	50	30, 40, 50

● タイプ-A



● タイプ-B

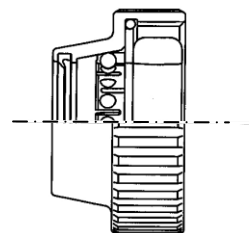
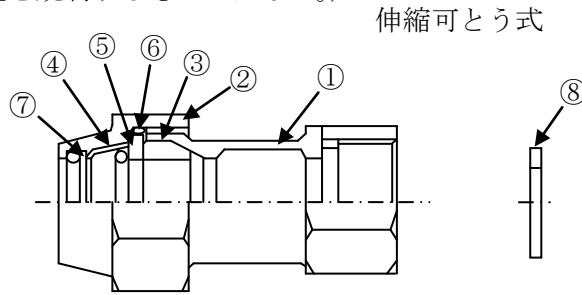


図-1 ソケットの種類

4. 概 略

ソケットの概略図は、図-2による。(この図は、部品名称を例示するためのものであって、継手の構造を規制するものではない。)



番号	部品名称
①	胴
②	締付けナット
③	パッキン
④	ロック部材
⑤	パッキン押さえ
⑥	防塵シール材
⑦	
⑧	ガスケット

図-2 ソケットの概略図

5. 構造及び形状

各部の構造及び形状は、通常の使用及び施工に支障のない形状で、十分な強度及び耐久性を有すること。

ソケットの接合部は、東京都仕様「ステンレス製サドル付分水栓」との接合に支障がないこと。

なお、接合部の形状は、表-2のとおりとする。

また、ソケットの内部寸法については、接合時の分岐管への溝付け位置が管端面から49mmであることを考慮すること。

なお、ソケットの両端面は、実用的に正円で継手の軸に対して直角であること。

表-2 接合部の形状

種 類	呼び径	ねじ形状 D1	長さ(mm) S1	ねじ形状 D2	長さ(mm) S2(最小)	ガスケット (mm)		
						d1	d2	t1
タイプ-A	25×20	規定せず	10	G1 1/4	15.5	25	38	3
	25×25							
	50×30			G2 1/2	22.5	50	72	3
	50×40							
50×50								
タイプ-B	25×20	M50×2	10	—	—	—	—	—
	25×25	M72×2	10	—	—	—	—	—
	50×30							
	50×40							
50×50								

備考 1. ねじ形状 D1、D2 は、JIS B 0202 「管用平行ねじ」及び JIS B 0205-1~4 「一般用メートルねじ」によること。

2. S1 の許容差は、マイナス側 1mm とし、プラス側は規定しない。

3. d1、d2 は、最小値とする。

4. t1 の許容差は、マイナス側 0.5mm とし、プラス側は規定しない。

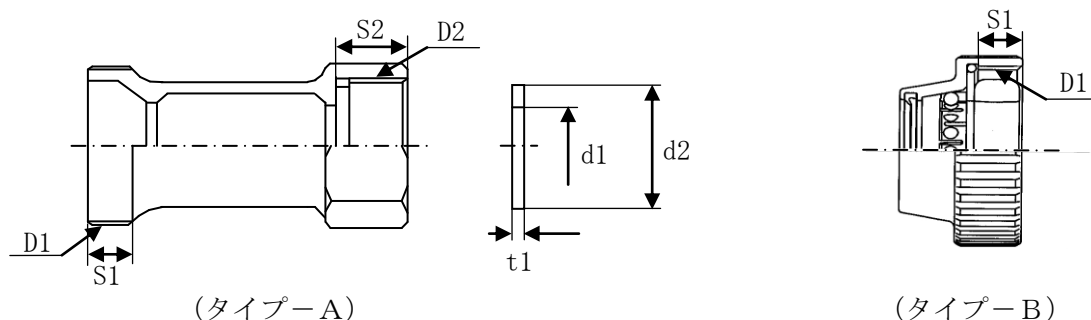


図-3 接合部主要寸法図

6. 材 料

材料は、通常の使用及び施工に十分耐えられるだけの強度及び耐久性を有し、かつ、水質に悪影響を及ぼさないものとする。なお、各部の材料は、表－3による。

表－3 部品の材料

部品番号	部品名称	材 料
①	胴	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G5121「ステンレス鋼鋳鋼品」で規定する SUS316 系、あるいは SCS14 系のもの
②	締付けナット	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G5121「ステンレス鋼鋳鋼品」で規定する SUS316 系、あるいは SCS14 系のもの
③	パッキン	JWWA G 116「水道用ステンレス鋼管継手」の附属書 3 に規定するもの
④	ロック部材	強度、耐老化性、耐久性、耐食性に富むもの
⑤	パッキン押え	
⑥	防塵シール材	耐久性、耐老化性に富むもの
⑦		

7. 外 観

ソケットの外観は、内外面が滑らかで、割れ、著しいきず、鑄巣、鑄ばりなど使用上有害な欠点があってはならない。

8. 性能及び試験方法

通常の使用及び施工において支障のない形状で、十分な強度及び耐久性を有し、水質に悪影響を及ぼさないものであること。

性能及び試験方法は、表－4によること。

表－4 性能及び試験方法

性能項目	性 能	適用試験方法						
耐圧性	漏れ、抜けその他の異常のないこと。 伸縮可とう式継手部は、拔出し量が接合部 1 箇所当たり 1 mm 以下。	JWWA G 116 10.5						
耐負圧性	吸込みその他の異常のないこと。	JWWA G 116 10.6						
引抜 阻止性	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>引抜阻止力 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>12.7～18.6</td> </tr> <tr> <td>25, 30, 40, 50</td> <td>13.7～19.6</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	引抜阻止力 (kN)	20	12.7～18.6	25, 30, 40, 50	13.7～19.6	JWWA G 116 10.7
呼び径	引抜阻止力 (kN)							
20	12.7～18.6							
25, 30, 40, 50	13.7～19.6							
伸縮性	漏れ、その他の異常のないこと。	JWWA G 116 10.8						
可とう性	2.2° 以上。	JWWA G 116 10.9						
耐内圧 繰返し性	漏れ、拔出しその他の異常のないこと。 伸縮可とう式継手部は拔出し量が接合部 1 箇所当たり 1 mm 以下。	JWWA G 116 10.10						
耐振動性	漏れ、抜けその他の異常のないこと。	JWWA G 116 10.11						
浸出性	厚生省令第 14 号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合すること。	JIS S 3200 - 7						

9. 表 示

表－5の事項を見やすい箇所に鑄出し、あるいは容易に消えない方法で表示する。

表-5 表示

表示箇所	表示項目	表示方法
本体	都の認証マーク	鋳出し又は容易に消えない方法で表示する。
	呼び径	
	製造年（西暦の下2桁）※	
	製造業者名又は略号	
ゴム	主原料である材質の記号	使用上差し支えのない箇所に、容易に消えない方法で表示する。ただし、製品に表示できない場合は当局と協議を行うこと。
	種類またはデュロメータ硬さ	
	製造年又は略号	
	製造業者又はその略号	
	呼び径	

※印の項目については、最小包装ごとに表示することができる。

10. その他

その他疑義を生じた場合には、当局と協議を行うこと。